

佐労発基 0826 第 5 号
令和 3 年 8 月 26 日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
加藤 博 之



佐賀県特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金(平成20年佐賀労働局最低賃金公示第2号)

佐労発基 0826 第6号
令和3年8月26日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
加藤 博 之



佐賀県特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金(平成20年佐賀労働局最低賃金公示第3号)

佐労発基 0826 第7号
令和3年8月26日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
加藤 博 之



佐賀県特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金(平成21年佐賀労働局最低賃金公示第4号)